習志野台フットボールクラブ

規 約

第1章 総則

第1条 名称

本団は習志野台フットボールクラブ(略称 習台FC)と称す。以下「本団」という。

第2条 事務所

本団の事務所は代表または運営委員長宅に置く。

第3条 目的

本団は地域の社会体育活動の一環としてスポーツを通じ青少年の心身の健全な発達と技術向上及び団員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 活動

本団は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1. 団が登録する団体の開催する大会並びに事業への参加
- 2. 他団体との交流試合等交歓活動
- 3. その他、団の目的達成に必要な諸活動

第2章 団員

第5条 構成

本団の規約を守れる年長以上・小学生少年少女の団員を以て構成する。

第6条 入・退団の方法

本団への入団・休部・退団は、所定の様式によりこれを行う。 また、前項の入団に当たっては別に定める会費、登録費を同時に納入するものとする。

第7条 有効期限

加入登録有効期間は加入の申込みを受け第6条による諸手続きの完了した日から 翌年の3月31日までとし年度毎これを更新する。 更新の方法は前記第6条に定めるところによる。

第3章 組織

第9条 構成

本団の活動を円滑にするために次の機関を置く。

① 総会 ②本部役員会 ③指導者会 ④保護者会 ⑤後援会

第4章 総会

第10条 召集

- 1. 総会は団の最高決定機関とする。
- 2. 代表は原則として毎年度3月に総会を召集する。 召集は必須では無くDX活用も準ずるものである。
- 3. 代表は次にあげる場合は臨時総会を召集する。
 - a. 代表及び運営委員長が必要と認めた場合。
 - b. 保護者会会員の3分の1以上からの要求があった場合。
 - c. 2 項に準ずる

第11条 定数

- 1. 総会は委任状を含めて会員世帯数の2分の1以上の出席しなければ議事を開いて議決することは出来ない。
- 2. やむをえず総会に出席できない場合は議長宛の委任状を提出するものとする。
- 3. 第11条1項の議決権は世帯数に基づき行使されるものとする。
- 4. DX 活用の総会は上記に準ずるものとする。

第12条 議決事項

総会は次の事項を議決する。

- 1. 規約の変更
- 2. 規約の設定・改正・変更または廃止。
- 3. 当年度の活動報告の承認と次年度の活動計画の承認
- 4. 当年度の決算報告の承認と次年度予算の承認
- 5. 本部役員の承認
- 6. 団の解散

第13条 議長の選任

総会の議長は原則として代表がこれを任命できる。

第14条 議事

1. 総会の議事は総会に出席した会員の議決権の過半数で決し可否同数の場合には議長の決するところによる。

但し、第12条1,2及び6項については3分の2以上の同意を必要とする。

- 2. 議長預かりの委任状票数については議決決定後の多数意見に添うものとする。
- 3. DX 活用の総会は期限を設け質問の受付、担当者から回答することとする。

第5章 本部役員会

第 15 条 構成

団の運営を円滑にするために次の本部役員を置く。

- ○代表 ○副代表
- ◎運営委員長(保護者会会長) ◎運営副委員長(保護者会副会長)
- ◎会計 ◎広報、書記
- ◎指導委員長 ◎指導副委員長

第16条 任務

- 1. 代表は団を代表し団務を統括する。
- 2. 副代表は代表を補佐し代表に事故あるときこれを代理する。
- 3.運営委員長は保護者会を代表し団の運営及び対外連絡業務及び保護者会を統括する。

◎会計監査

- 4. 運営委員長は決議事案が生じた場合、本部役員会を逐次開催し決議を諮る。
- 5. 運営副委員長は運営委員長を補佐し運営委員長に事故あるときこれを代理する。
- 6. 指導委員長は指導者会を代表しサッカー技術の指導及び指導者会を統括する。
- 7. 指導副委員長は指導委員長を補佐し指導委員長に事故あるときこれを代理する。
- 8. 広報、書記は団のPR活動及び運営遂行のため必要な関係書類を作成、管理する。
- 9. 会計は団の金銭及びその関係書類を作成、管理する。
- 10. 会計監査は団の会計事務を監査し総会に報告する。
- 11. 本部役員は本部役員会を組織し団務の執行に関する事項を協議する。
- 12. 本部役員会はその構成員1名の発議を以て開催する。
- 13. 本部役員会は役員の2分の1以上の出席により成立し出席者の過半数の同意により議決する。
- 14. 本部役員会は次の事項を審議する。

- (1) 規約、会則の改正、修正案の立案
- (2) 活動計画及び各種事業の計画立案
- (3) 予算案及び決算に関する事案
- (4)役員候補者の選出

第17条 任 期

- 1. 任期は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。但し再任は妨げない
- 2. 役員に欠員が生じたとき本部役員会にて選任しこれを補充する。 但しその任期は前任者の残任期間とする。また、後任者が決まるまで本部役員会がこれを補完する。

第6章 役員

◎顧問 顧問は本部役員その他会員の相談には速やかに応じ団の運営に寄与する。

第7章 指導者会

第18条 構成

団員のサッカー技術の指導のために指導者会を組織し次の役員を置く。

◎指導委員長◎指導副委員長◎コーチ(以下、構成員を「指導員」と称す)

第19条 任務

- 1. 指導委員長は指導者会を統括し指導者会を定期的に開催する。業務内容は活動計画案及 び施設利用案を作成、活動を円滑に遂行できるものとする。
- 2. 指導副委員長は指導委員長を補佐し、指導員との連絡、調整を図る
- 3. 学年コーチは練習及び試合等に於いて当該学年を統括する。
- 4. 指導員は団の指導方針を理解し円滑にサッカー技術の指導を行う。
- 5. 指導員は会員及び会員以外のスポーツ経験者から選出し代表が委嘱する。
- 6. 指導員は本部役員会、保護者会の活動を理解、支援しコミュニケーションを図る。
- 7. 指導者会は船橋FCに選出された選手の登録を船橋FCとするか協議する。

第 20 条 任期

任期は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

また、年度途中から任命された指導員においては当該年度とする。

但し、再任は妨げない

第8章 保護者会

第21条 構成

本団の活動を円滑に行うため保護者会を組織し次の役員を置く。

- 1. 本部役員
 - ○会長(運営委員長)
- ◎副会長 (運営副委員長)
- ◎広報、書記
- ◎会計

2. 学年役員

◎部長 ◎副部長 ◎会計 (兼務を可とする)

第9章 後援会

第 22 条 構成

本団を応援するとともに会員相互の親睦を図るために後援会を組織し次の役員を置き事務所は会長宅とする

○会長 ○副会長 ○会計監査

第10章 会計

第 23 条 会計

- 1. 本団の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2. 本団の会費は団費・登録費・特別会費及びその他の収入を以て充てる。
- 3. その他必要に応じて別途徴収する。

第24条 会費及び登録

- 1. 団員は別に定められた会費を年2回(4月、10月)に分納する。ただし途中入団者は、その入団期の月を含む月割り分を納める。
- 2. 団員は入団時に別に定められた登録費を納入する

内訳 a . 千葉県サッカー協会個人登録費

b. 船橋市サッカー協会個人登録費

c . (財) スポーツ安全協会保険

- 3. 特別会費は本部役員会にて決定し、会員に通知する。
- 4. 習 2 小 SC に登録された団員は b に関して徴収しない。
- 6. 船橋FCに登録された団員はa関して徴収しない。

第 11 章 保険

第 25 条 保険

傷害保険の加入対象者については次のとおりとする。

(財) スポーツ安全協会保険 : 団員、指導員 船橋市スポーツ振興共済会

第 26 条 責任

本団の活動中の事故に対して団及び指導者、引率者はその故意または重過失による場合を 除き一切の責任は負わないものとし本団の指定する傷害保険の適用範囲内で責任を負う。

第12章 その他

第26条

保護者会、後援会及び団の運営に関する細則及び会則は別に定める。

付 則

- 1. この規約は昭和62年6月 4日より施行する。
- 2. この規約は昭和63年4月 9日より施行する。
- 3. この規約は平成 3年5月25日より施行する。
- 4. この規約は平成 5年5月29日より施行する。
- 5. この規約は平成 6年4月 1日より施行する。
- 6. この規約は平成 7年4月 1日より施行する。
- 7. この規約は平成 8年5月25日より施行する。
- 8. この規約は平成 9年4月 1日より施行する。
- 9. この規約は平成10年4月 1日より施行する。
- 10. この規約は平成11年4月 1日より施行する。
- 11. この規約は平成12年4月 1日より施行する。
- 12. この規約は平成12年5月 1日より施行する。
- 13. この規約は平成13年4月 1日より施行する。
- 14. この規約は平成19年4月 1日より施行する。 15. この規約は平成22年4月 1日より施行する。
- 16. この規約は平成23年4月 1日より施行する。

- 17. この規約は平成24年4月 1日より施行する。
- 18. この規約は平成25年4月 1日より施行する。
- 19. この規約は平成29年4月 1日より施行する。
- 20. この規約は平成31年4月 1日より施行する。
- 21. この規約は令和 2年4月 1日より施行する。
- 22. この規約は令和 5年4月 1日より施行する。
- 23. この規約は令和 6年4月 1日より施行する。

習志野台フットボールクラブ

会 則

第1章 会員

- ・本会は団に在籍する団員(保護者)を以て会員とする。 然し当該学年において人数が揃わず所定の団活動に支障をきたす場合のみ準会員とし 団活動を行うものとする。
- ・準会員当該学年は県、市登録は任意とし招待試合等の参加は厭わない。

第2章 保護者会

第1条 保護者会

本会は団に在籍する団員(保護者)を以て会員及び準会員とし団の運営に協力し団の運営並びに指導者会を支援する。

第2条 構成

本団の運営を円滑に行うため保護者会を組織し次の役員を置く。

- 1. 本部役員
 - ◎会長(運営委員長)
- ◎副会長(運営副委員長)
 - ◎広報、書記
- ◎会計
- 2. 学年役員
 - ◎部長
- ◎副部長 ◎会計
- 3. 協力者

第3条 目的

本会はスポーツ活動を通じて会員相互の親睦を図と共に親と子の信頼を深め団員及び準会員のスポーツ活動を育成する。

第4条 任務

- 1. 本部役員は本部役員会で規約第16条14について審議する。
- 2. 本部役員は本団の備品及び消耗品の管理をする
- 3. 学年役員は保護者会に出席し本部役員と協力し合い当該学年を中心に団の活動を支援する。
- 4. 学年役員は学年持ちの備品(ユニホーム等)を管理し、年度末には、次年度学年に備品及び事務の引き継ぎを行う。
- 5. 会員は保護者会で本団の運営面上の改善事項を提案し本部役員会で承認された事項に は従うこととする。
- 6. 協力者は指導員の指示のもと指導員と協力し審判等の団の活動を支援する。
- 7. 平成17(2005)年度より各チーム代表の公認指導者資格の取得が義務付けられている。 また、千葉県および船橋市各サッカー協会主催の大会は、1チーム2名以上の審判員 帯同が義務付けられている。本団の指導者は下記の資格取得を目指し、そのための新 規取得の経費は本団より支給する。
 - · JFA 公認指導者D級
 - JFA 公認 4 級審判員
 - 審判義務講習会

上記資格取得に係る費用は交通費以外の実費について本団より支給する。 (但し、資格及びライセンス昇給等に関する取得費用は自己負担とする)

第5条 任期

任期は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

また年度途中から任命された役員においては当該年度とする。但し再任は妨げない

第6条 会費

1. ・団費は会員、準会員1名につき年間

U6は「12,000円]

1年生・2年生は「20,000円]

3年生・4年生は「22,000円]

5年生・6年生は「24,000円]

準会員は「16,000円]

とし年2回(4月、10月)に分納する。

ただし途中入団者はその入団期の月を含む月割り分を納める

・団費は本部会計で一括徴収し各学年に活動費として割り当てる。

学年活動費の残金は次年度への繰り越しとせず各人へ返金することとする。

2. 登録費

内訳 団員 a . 千葉県サッカー協会個人登録費

b. 船橋市サッカー協会個人登録費

c. (財) スポーツ安全協会保険

協力者

d. (財) スポーツ安全協会保険

- 3. 特別会費は本部役員会にて決定し会員に通知する。
- 4. 船橋 F C に登録された団員は a に関して徴収しない。

第3章 後援会

第7条 後援会

本会は本団の卒業生の保護者及び本会の趣旨に賛同し入会を希望する者を以て会員とす

第8条 構成

本団を応援するとともに会員相互の親睦を図るために後援会を組織し次の役員を置き事務 所は会長宅とする

◎会長

◎副会長 ◎会計監査

第9条 活動

後援会及び団が主催する行事への参加

第10条 任務及び会費

- 1. 会長は後援会を代表し統括する。
- 2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときこれを代理する。 また会費の徴収及び管理を行う。
- 3. 会計監査は会の会計事務を監査し会員に報告する。
- 4. 会員は会の趣旨を理解し後援会主催の事業に参加する。

第4章 その他

第11条 団員及び保護者の心得

- 1. スポーツ活動は監督者の指示に従いルールを守ること。
- 2. 秩序を守り本団の目的に沿うように努力をする。
- 3. チームワークを守り全員で協力して常に楽しく活動すること。
- 4. サッカーが出来ることに感謝し試合・練習に臨むこと。
- 5. 練習、試合等が終わったら寄り道せずにまっすぐ帰ること。
- 6. 指導に関する意見、質問、苦情等については代表及び指導委員長へ申し出る。

第12条 ユニフォーム

- 1. 団員は入団時に下記のものを購入する。
 - a. 学年ごとのビブス
 - b. 団Tシャツ

(別途、学年にて作成する場合は当該学年チーフューチ及び指導委員長の確認を得る)

- c. ユニフォームパンツ U6~4年 白・青 (無地) /5, 6年 白・赤 (団指定) ストッキング U6~2年 赤・青 (無地) /3年~6年 赤・青 (団指定)
- d. サッカーに必要な物 (ボール、シューズ、シンガード、着替えなどを入れて運べる バッグ)
- 2. 5年生になるとき、団指定のユニフォームシャツ・パンツ、ストッキングを購入する。

第13条 帯同コーチ・審判員の交通費

帯同コーチまたは審判員が自己車にて会場へ移動したとき練習試合、公式試合問わず当該 学年保護者会は交通費を支払う。

なお、公式戦のみ1名分の帯同コーチまたは審判員の交通費を本部が負担する。

市内 一律 500 円

市外 30km 未満 1,000 円 (学校からの片道) 30km 以上 60km 未満 1,500 円 60km 以上 90km 未満 2,000 円 90km 以上 2,500 円

(高速道路代金は別途支払う)

第14条 会場への移動方法

- 1. 試合会場への移動方法については当該学年役員の決定とする。
- 2. 団員・保護者の送迎に当たり自家用車保有者の善意の申し出による『相乗り』とした場合の出費については、同行団員の共同負担とする。

第 15 条 慶弔

慶弔規定は下記とする。

1. 香典、見舞金は本部役員会にて決定する。

第16条 活動日並びに活動時間

習志野台第二小解放委員会の年間活動計画承認に基づき活動日は土、日、祭日と定め活動時間は通年1~6年 9:00~12:00 U6 9:00~11:00 を原則とする。

但し学体のグランド使用を優先するとともに各学年のカテゴリー上、午後の グランド使用の場合は

4月~9月 1~6年 14:00~17;00 U6 14:00~16;00

10月~3月 1~6年 13:00~16:00 U6 13:00~15:00

とする。

又、グランドの使用状況は本部にて前月下旬に学体の活動日の確認後、速やかに HP にアップするものとする。

付 則

- 1. この内規は平成 5年 5月29日より施行する。
- 2. この内規は平成 6年 4月 1日より施行する。
- 3. この内規は平成 8年 5月25日より施行する。
- 4. この内規は平成21年10月 1日より施行する。
- 5. この内規は平成22年 4月 1日より施行する。
- 6. この内規は平成24年 4月 1日より施行する。

- 7. この内規は平成25年 4月 1日より施行する。
- 8. この内規は平成29年 4月 1日より施行する。
- 9. この内規は平成31年 4月 1日より施行する。
- 10. この内規は令和 2年 4月 1日より施行する。
- 11. この内規は令和 3年 8月 1日より施行する。
- 12. この内規は令和 5年 4月 1日より施行する